

令和8年度 神奈川県立鶴嶺高等学校 不祥事ゼロプログラム

1 基本方針

- ・不祥事の発生をゼロにすることを旨とし、職員一人ひとりが本年度の課題・目標・計画を理解し常に意識して行動する。
- ・行動計画の検証として、年2回(12・3月)の実施状況を確認し、未実施がある場合は補完措置を行う。
- また、各目標達成に向け行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

2 目標及び行動計画

取組課題		目 標 (達成すべき内容)	行 動 計 画
必須事項	① 法令遵守意識の向上 (公務外非行、職員行動指針の周知・徹底を含む)	教育公務員として、常に高度な行為規範を意識し、倫理意識の向上に努め、校務外非行を根絶する	i 神奈川県職員行動指針ガイドブック等をもとに、教育公務員として求められる行動を再確認する
			ii 職員会議や朝の打合せ等で不祥事に関する県の記者発表、新聞掲載記事を紹介する等、日々注意喚起するとともに、重点的、喫緊の課題について不祥事防止会議を実施する
			iii 外部講師等を招聘し、校内研修を実施し、モラルの向上・法令順守・服務規律を改めて徹底する
必須事項	② わいせつ・セクハラ行為の防止	モラル意識を高め、セクハラ、わいせつ行為を未然に防止する	i 生徒指導、教育指導等に携帯電話、スマートフォン及び電子メールを使用する場合には、「神奈川県個人情報保護条例」に基づき、個人情報の収集・登録・管理・廃棄について適切に行うとともに、生徒の携帯電話番号・電子メールアドレスの適切な収集及び連絡方法について徹底する
			ii 生徒に対して不適切な行為、言動等がおこらないよう教科準備室等の適切な利用を徹底するとともに、不適切な行為、言動を受けた生徒がすぐに相談できる体制を整備し組織的な対応を図る
			iii 職員として、校務内外において、常に高い倫理感を持ち、自身の行動を律し、不祥事(わいせつ事案等)防止を徹底するとともに、ささいな問題でも職員相互間で指摘しあえる職場環境づくりを進める
必須事項	③ 体罰・不適切指導の防止	「体罰防止ガイドライン」を活用し、体罰によらない指導への理解を深め、体罰を防止と適切な生徒指導を行う	i 「体罰防止ガイドライン」を活用し、体罰によらない生徒理解に基づく指導を徹底する
			ii 部活動指導においては、顧問や顧問以外の職員も生徒を見守り、関わることのできる相互チェックが働く体制づくりに取り組む
			iii 所属職員を対象とした人権(体罰を含む)に関する研修会、会議を実施し、職員同士が良好な人間関係の構築に努めるとともにすぐに相談できる体制を整備し、組織的な対応を行う
必須事項	④ 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	成績処理及び調査書等発行に係る事故防止について組織的な確認作業等の徹底を図る	i 定期試験問題の作成、素点入力、成績処理については、データの照合・点検作業を複数で実施する体制を整え、徹底する
			ii 指定校推薦における各学校からの推薦基準表等の作成及び調査書の発行等でのマニュアルに基づく管理職を含めた相互チェックを確実に実施できる体制を整え、徹底する
			iii 入学者選抜にあたっては、県の基本入選マニュアル(インターネット出願マニュアル含む)に準じた校内入選マニュアルを作成し、手順を確認しながら公正でミスのない選抜を実施する
取組事項	⑤ 個人情報等の管理・情報セキュリティ対策(パスワードの設定、誤廃棄防止)	個人情報を適切に取り扱い紛失・流失を防止するとともに組織的な確実な点検を行う。	i 個人情報の持ち出しに関する手続き等についての再確認を実施し、個人情報の漏出、紛失、誤廃棄、誤配付、誤送信の未然防止に努め、適正な取扱いを徹底する 特に定期試験の答案及び個人の特定ができる情報の取扱いについて適正な取扱いを徹底する
			ii 図画及び電磁的記録を含む行政文書の保存期間を遵守し、保存期限の過ぎた文書・情報についても起案、複数での確認の上、確実に廃棄を行う
			iii 「神奈川県教育委員会情報セキュリティ対策基準(要綱)」に基づき、校内ネットワーク、情報システム、ネットワーク運営に関し守るべき安全運用と安全管理を職員に周知し、月1回以上の点検等、管理を徹底する
取組事項	⑥ 交通事故防止、酒酔い、酒気帯び運転防止、交通法規の遵守	交通安全への意識を高めるとともに、交通事故の発生を未然に防止する	i 職員啓発資料、新聞掲載記事、ヒヤリハット事例等を活用し、時機を捉えて職員の意識の向上を図る
			ii 酒酔い・酒気帯び運転については、特に、前夜の深酒についても注意喚起し、事故防止に努める
			iii 交通違反を含めた交通マナー全般にわたり、教育公務員としての自覚を持つように徹底する
取組事項	⑦ 業務執行体制の確保等(情報共有・相互チェック体制・業務協力体制)	何事にも職員全体で危機意識をもち、事故が起きないように努める	i 職員啓発資料やヒヤリハット事例などを活用し情報共有するとともに、注意喚起と再点検の機会とする
			ii 管理職との個別面談等による指導により、教育公務員としての自覚や不祥事を起こさない意識・行動を確認、徹底する また、声掛けの励行、相談体制の整備等により職員一人ひとりが孤立せず協力し合える職場づくりを推進する
取組事項	⑧ 会計事務等の適正執行	「私費会計マニュアル」を再確認し、公正な予算編成と適正な執行に努める	i 私費会計の適切な運用について、会計担当者会議を行うとともに、職員に会計手順と不適切な執行事例を例示して、適正な会計処理の周知を徹底する
			ii 会計書類については管理職による点検と、10月に中間監査を行い、会計処理が常時、適切に執行されているか点検する
			iii 県による財務事務調査での指摘事項を全職員で共有し、かつ職員個別に指導を行い、早期の改善を図る
取組事項	⑨ 定期試験の作成等における事故防止	定期試験問題作成・点検・実施・実施後の注意を徹底し、チェック体制を確立し、出題ミス等、試験実施から成績処理までのトラブルの未然防止に努める	i 定期試験作成・実施マニュアル等を利用し、必要に応じてその都度不祥事防止会議、職場研修を行う
			ii 試験問題の点検の精度を高め、点検後の保管、実施についての監督および実施後の担当への解答用紙の提出、採点および採点後の返却について、所定の手続きを取り、事故を未然に防ぐ
			iii 特に答案の管理、通知票等の個人情報の取扱いに留意し、扱いについてはルール化する(未返却答案は専用ロッカーに確実に保管する)

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、令和8年12月末までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、令和8年12月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 最終検証

2に規定する行動計画について、令和9年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。その結果、新たな目標設定(各目標の修正を含む)が必要な場合は、新たな目標設定を行ったうえで、令和9年度における鶴嶺高等学校不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3(2)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめるうえ、鶴嶺高等学校ホームページに掲載する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、鶴嶺高等学校不祥事防止会議がこれを行う。